

小平市教育委員会会議録（甲）

—— 3 月 定 例 会 ——

平成21年3月27日（金）

開 催 日 時 平成21年3月27日（金） 午後2時00分～午後3時40分

開 催 場 所 市役所5階504会議室

出 席 委 員 伊藤文代委員長

吉田昌子委員長職務代理者

荒畑忠弘委員

森井良子委員

阪本伸一教育長

説明のための出席者 昼間守仁教育部長

山田裕教育部理事兼指導課長

阿部和生教育庶務課長

大滝安定学務課長

永田達也学務課長補佐

市川清学校給食センター所長

白倉克彦指導課長補佐

有馬哲雄生涯学習推進課長

大平真一生涯学習推進課長補佐

武藤眞仁体育課長

島林正美中央公民館長

柄澤俊彦中央図書館長

仙北谷仁策指導主事

書 記 石川進司教育庶務課長補佐、谷川知治教育庶務課主任

傍 聴 者 なし

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○伊藤委員長

ただいまから教育委員会3月定例会を開催いたします。

（署名委員）

○伊藤委員長

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、荒畑委員及び私、伊藤でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、教育長報告事項（12）、及び、議案第68号から第73号までは、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、これらにつきましては非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手を願います。

—賛成者挙手—

○伊藤委員長

挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

（教育長報告事項）

○伊藤委員長

はじめに、教育長報告事項を行います。

教育長報告事項（1）市議会3月定例会について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（1）市議会3月定例会について、報告いたします。

市議会3月定例会は、2月24日から開催され、3月23日の本会議最終日をもって閉会となりました。

以下、教育委員会に関係するところにつきまして、日程を追って、報告いたします。

はじめに、2月24日の本会議初日では、「諸報告」として、教育委員会事務の点検・評価について、報告書を配付の上、報告いたしました。

次に、2月25日から27日までの3日間に一般質問がございました。一般質問は、23人の議員から57件の質問が出され、うち、教育委員会に関連し、私が答弁を行ったものが、7件でございます。これらの内容につきましては、資料No.1にて御確認ください。

なお、資料には、市長が答弁されたもののうち、教育委員会に関連する部分につきましても、抜粋して記載してございます。

次に、3月2日から4日まで、一般会計予算特別委員会において、「平成21年度小平市一般会計予算」が審査され、教育部の審査は3月4日の午後に行われました。

次いで、3月6日には総務委員会が開催され、「平成20年度小平市一般会計補正予算（第5号）」の審査が行われ、両議案とも、可決すべきもの、とする審査結果でございました。

さらに、3月9日の生活文教委員会審査終了後に、教育委員会事務の点検・評価について、改めて事務報告をいたしております。

そして、3月23日の本会議最終日では、平成21年度小平市一般会計予算は、賛成多数により、平成20年度小平市一般会計補正予算（第5号）は、全会一致により、それぞれ可決されたところでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

教育長報告事項（2）小平市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（2）小平市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について、報告いたします。資料はございません。

平成21年3月26日現在の市立小・中学校の臨時休業の状況でございますが、小学校で17校、延べ107学級の学級閉鎖を措置いたしました。中学校の学級閉鎖は5校、延べ17学級でございます。

また、昨年の同時期における臨時休業は、小学校で8校、延べ14学級で、中学校はございませんでした。

なお、各学校とも春季休業に入りましたので、当面は臨時休業措置はございません。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（3）小平第十五小学校の集団嘔吐・下痢の症状に関する経過及び臨時休業について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（3）小平第十五小学校の集団嘔吐・下痢の症状に関する経過及び臨時休業について、報告いたします。資料はございません。

3月11日水曜日、小平第十五小学校から、6年1組において、在籍児童34名のうち、12名の児童が嘔吐や下痢などの症状により欠席しているとの報告がございました。6年1組は前日の3月10日火曜日に、ランチルームにおいてバイキング給食を実施しておりましたことから、食中毒、感染症の疑いが考えられましたため、東京都多摩小平保健所に調査を依頼いたしました。しかし、当日の聞き取り調査では感染ルートが確認できず、担任、給食従事者及び発症者の検体、給食室のふき取り及び、給食保存食の検査を行いました。

17日火曜日に、最終の検査報告が東京都多摩小平保健所からあり、12名の児童から細菌は

検出されませんでしたでしたが、11名からノロウイルスが検出されました。また、担任、給食従事者及び給食室のふき取り、給食保存食からは、ノロウイルス、細菌は検出されませんでした。

なお、このたびの発生に伴い、6年1組の症状改善が見られなかったことから、3月13日金曜日は、臨時休業といたしました。

3月16日月曜日から平常通り授業を実施いたしましたが、12名全員元気に登校いたします。

なお、詳細につきましては、学務課長から説明させます。

○伊藤委員長

大滝学務課長、お願いいたします。

○大滝学務課長

では、小平第十五小学校の嘔吐・下痢症状に関する経過について御説明いたします。一部教育長の報告と重複いたしますので、御了承ください。

3月11日水曜日、午前9時40分ごろに小平第十五小学校の養護教諭から6年1組において嘔吐・下痢症状による欠席者が多く発生しているとの報告がございました。

6年1組は前日の3月10日火曜日にランチルームにおいて、テーブルバイキング給食を実施いたしましたことから、食中毒、感染症の疑いが考えられたため、東京都多摩小平保健所に調査を依頼いたしました。当日午後1時30分に食品衛生担当及び感染症対策担当の4名の保健所職員が来校し、学務課と指導主事が立ち会いの上、聞き取り調査を行いました。感染の関連性が見られず、発症児童及び6年1組担任、給食従事者の検体及び給食室の15カ所のふき取り検査。9日と10日の給食保存食を持ち帰り検査をすることになりました。

3月12日木曜日、13日金曜日の給食につきましては、6年1組以外の学級で症状の出ている児童が少ないことから、また発生源とみられるランチルームの使用を中止することから、東京都多摩小平保健所、学校長と協議し、一般の給食は実施をいたしました。

また12日木曜日の時点で、6年1組の欠席状況が改善しなかったこと、及び出席している児童の健康状態を把握した結果、学校長と協議し、13日金曜日を学級閉鎖といたしました。

その後、東京都多摩小平保健所により“検査結果は判明していないが、感染ルートの一つと考えられる給食については自粛した方がよい”との指導がありましたことから、16日月曜日、17日火曜日、18日水曜日の3日間の給食を中止し、あわせて学校は16日月曜日午後6時から緊急の全校保護者会を開催。保護者に対し経過、今後の対応について説明をいたしました。

保護者会には教育委員会も同席いたしました。

17日火曜日午前4時、東京都多摩小平保健所からノロウイルス、細菌検査の検査結果の報告があり、児童12名中11名からノロウイルス菌が検出されました。担任、給食従事者及びふき取り検査、給食の保存食につきましては、すべて陰性との報告を受け、給食を解しての食中毒の疑い及び感染ルートが給食室ではないことが判明いたしました。

16日月曜から通常授業を開催いたしました。6年1組の児童全員元気に登校いたしております。学級閉鎖も解除いたしました。

なお、検査結果が出るまで自粛しておりました給食につきましても17日火曜日の結果を受け、19日木曜日に再開いたしました。

学校におきましては、検査結果はまだ出ておりませんでした。12日木曜から19日木曜まで、全校の水道場の蛇口、全校のトイレなどを次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、消毒を毎日行いました。

また給食室におきましても、給食中止中、食器をはじめ給食室の機器類の熱湯消毒をし、衛生管理の徹底を図りました。

教育委員の皆様には、大変御心配をおかけいたしました。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（4）平成21年度中学校給食実施計画について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（4）平成21年度中学校給食実施計画について、報告いたします。資料No.2をごらんください。

平成21年度も昨年度と同様の、1食あたり280円で給食を提供いたします。

生徒一人あたりの平均年間給食回数は、180回を予定しており、最高予定回数は187回、最低予定回数は172回となっております。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（5）東京学芸大学との地域連携協定書の締結について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（5）東京学芸大学との地域連携協定書の締結について、報告いたします。資料No.3をごらんください。

東京学芸大学との地域連携協定書の締結につきましては、前回の教育委員会定例会において了解いただきました結果を受けまして、平成21年3月17日に国立大学法人東京学芸大学と小平市教育委員会とで、地域連携協定書の締結を交わしたものでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（６）小平市立小・中学校個人情報の安全管理に関する基準の制定について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（６）小平市立小・中学校個人情報の安全管理に関する基準の制定について、報告いたします。資料No.4をごらんください。

学校における個人情報の取り扱いにつきましては、個人情報の取り扱いに関する校長あての通知や、各学校で実施する研修等を通じて安全な管理を図ってきたところでございます。しかしながら、学校ごとに取り扱いに違いが生じていることや、本市教員による個人情報の入ったUSBフラッシュメモリの紛失事故がありましたことから、個人情報の取り扱いについて統一的な基準を作成する必要があるとの認識に至り、本基準を制定したものでございます。

本基準の内容といたしましては、主に３点でございます。はじめに一点目でございますが、学校長による日ごろからの管理状況の確認、教職員への研修、盗難・不正アクセス防止の実施等について、校長の責務を全般にわたり明記したことでございます。

次に二点目でございますが、第３の４項に、コンピュータまたは記録媒体等を外部に持ち出す場合、またはコンピュータを持ち込む場合、例えば教職員が報告会や発表会等でコンピュータを必要とする場合の、手続と要件を明記いたしました。

そして三点目に、学校によって、また教職員によって判断に差が出てしまわないよう、別紙として、取り扱う個人情報の区分を設けたことでございます。

今後、本基準に基づき、個人情報の管理運営について、学校に周知徹底を図ってまいる予定でございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（７）栄養教諭の配置について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（７）栄養教諭の配置について、報告いたします。資料はございません。

このたび、東京都教育委員会教育長より本市を平成２１年度食育研究指定地区に指定し、平成２１年４月１日付、栄養教諭を配置する旨、通知がありました。

東京都における栄養教諭の職務内容について、簡単に御紹介いたしますと、配置校において栄養教諭としての職務を果たしつつ、「食育研究指定地区」内の公立小学校及び中学校の食育リーダーへの支援を行うことにより、食育の推進に当たること、でございます。

これらの職務内容に鑑み、栄養教諭の配置校は小平第六小学校とし、教育部指導課主任を併任するものでございます。

なお、栄養教諭の発令内申につきましては、別に先ほど非公開との決定のありました議案の中で委員会の承認をいただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（８）「小平市子ども読書活動推進計画」改定に当たっての基本方針の制定について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（８）「小平市子ども読書活動推進計画」改定に当たっての基本方針の制定について、報告いたします。資料No.5をごらんください。

小平市では、平成17年3月に、当初計画期間を3年間とする「小平市子ども読書活動推進計画」を策定したところですが、その後、平成18年度より3か年の国の委託事業である学校図書館支援センター推進事業の実施なども踏まえて、計画期間を2年間延長したところでございます。

一方、国においては、平成20年3月に第二次の「子どもの読書の推進に関する基本的な計画」を策定し、これを受けまして、東京都教育委員会においては、この平成21年3月に「第二次東京都子供読書活動推進計画」を策定いたしました。

これらの動きを受けるとともに、計画期間も満了することから、小平市教育委員会においても、第二次の「子ども読書活動推進計画」を策定するものでございますが、このたび、第二次計画の策定に当たり、本基本方針を定めたものでございます。

なお、計画改定に当たっては、小平市図書館協議会で検討、意見もいただき、小平市第三次長期総合計画との整合を図りながら策定する予定であります。

また、学校図書館との連携については、学校関係者などを含めた「調査研究会議」で調整・検討を図り、子どもの読書環境の実情については、図書館行事等の機会をとらえて調査する予定でございます。

今後の「策定スケジュール」でございますが、原則として隔月に開催されている図書館協議会を活用し、報告・検討を行っていくほか、21年9月末までには「中間のまとめ」を、さらに10月には意見募集を経て、平成21年度中には、本計画を策定する予定でございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（9）寄附の受領について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（9）寄附の受領について、報告いたします。資料No.6をごらんください。

〔Ⅰ〕は、土どめブロックを、匿名希望の個人の方から、体育課に御寄附いただいたものでございます。この御寄附につきましては、天神グラウンド西側の土地が宅地開発されることに伴い、開発者との協議により、開発により整備される私道について、同グラウンド及び利用者駐車場へ入る車両等の通行を認めていただくことを条件に、グラウンド側の市の土地に、開発者の費用により土どめブロックを設置していただき、設置後、市に御寄附いただいた経緯でございます。

資料に戻りまして、〔Ⅱ〕は、綱引きロープ1本を、小平第八小学校PTA様より、小平第八小学校に御寄附いただいたものでございます。

〔Ⅲ〕は、パンフレットラック1点ほかを、小平図書館友の会様より、小平市立図書館に御寄附いただいたものでございます。

〔Ⅳ〕は、金30万円を、青梅信用金庫様より、小平市育英基金への指定寄附として御寄附いただいたものでございます。

この場をお借りしてお礼申し上げます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（10）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（10）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、報告いたします。

今回報告いたします承認事業は、資料No.7のとおりでございます。

詳細につきましては、阿部教育庶務課長より説明させます。

○伊藤委員長

阿部教育庶務課長、お願いいたします。

○阿部教育庶務課長

本日報告いたしますのは、15件でございます。

本日の報告は他の報告、議案等も多いことから、簡潔に説明いたします。

最初に、受付番号（９５）。こちらは毎年使用承認しております。

次に、受付番号（９６）。こちらでも毎年使用承認しております。

次に、受付番号（９７）。こちらでも毎年使用承認しております。

次に、受付番号（９８）。こちらでも毎年使用承認しております。

次に、受付番号（９９）。事業名、家庭倫理講演会。こちらは今回初の承認で、事業内容は講演会で「家庭をよくする」と題する演題で開催され、入場は無料でございます。

次に、受付番号（１００）。こちらは毎年使用承認しております。

次に、受付番号（１０１）。こちらでも毎年使用承認しております。

次に、受付番号（１０２）。こちらでも毎年使用承認しております。

次に、受付番号（１０３）。事業名、地域における子どものための舞台芸術鑑賞会。こちらは今回初の使用承認で、事業目的として、子どもの身近なところで生の舞台を鑑賞することで感動や演者とのふれあいを身近な友達、大人と共有することができるよう、さまざまな舞台の鑑賞会を行うというもので、鑑賞券は１００円から２，５００円でございます。

次に、受付番号（１０４）。こちらは毎年使用承認しております。

次に、受付番号（１０５）。こちらでも毎年使用承認しております。

次に、受付番号（１０６）。事業名、南北코리아と日本のともだち・小平展。こちらは今回初の使用承認で、事業内容は、日本、韓国、朝鮮民主主義人民共和国、在日코리아の子ども、及び小平と近隣地域の子どもの絵画展で、入場は無料でございます。

次に、受付番号（１０７）。こちらは毎年使用承認しております。

次に、受付番号（１０８）。事業名、ユネスコ講演会「わがまちの宝物“玉川上水”を語る—四季の自然観察の魅力」。こちらは今回初の使用承認で、事業内容は講演会で、「わがまちの宝物“玉川上水”を語る—四季の自然観察の魅力」という演題で開催され、入場は無料でございます。

次に、受付番号（１０９）。こちらは毎年使用承認しております。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（１１）事故報告Ⅰ（２月分）について、阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

２月の事故報告Ⅰの交通事故、一般事故につきましては、資料No.8のとおりでございます。

詳細につきましては、山田教育部理事より説明させます。

○伊藤委員長

山田教育部理事、お願いいたします。

○山田教育部理事

2月分の事故報告Ⅰについて報告いたします。

はじめに交通事故は、小学校で1件ございました。

次に一般事故についてです。管理下の事故が小学校で9件、中学校で2件。管理外の事故が1件ございました。

事故の内容についてでございます。

交通事故は自転車による事故でございました。

一般事故で、特徴的なことは小学校の管理下の事故9件中、4件が休息時間中、遊んでいた中で発生した事故でございます。また、小学校、中学校、あわせて11件中、4件が体育の授業中に起きた事故でございます。体育、家庭科など実習、実技の授業中の安全確保には十分に注意した指導の改善が必要です。今後指導してまいりたいと考えております。

なお、今月の事故は先月と比べますと、交通事故は1件の増加、一般事故は9件の増加でございました。

昨年と同じ月と比べますと、交通事故は2件の減少、一般事故は1件の増加でございました。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

ここまでの教育長報告事項につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

○森井委員

市議会の一般質問にも何件か出ている、ティーチングアシスタントのことについてお伺いしたいと思います。

ティーチングアシスタントを配置して2年が経過したということで、既に実施されている小学校でティーチングアシスタントが配置されている学年や活用状況、また日程などの報告がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

また、平成21年度から小平市内の全小学校に配置される予定になっておりますが、現在保護者や地域の方々がボランティアという形で学習支援に、学校に入ってきてくださっているケースが多いと思うのですが、今後ティーチングアシスタントの増員も考えておられるのかどうか、あわせて伺いたいと思います。

○山田教育部理事

ティーチングアシスタントの配置状況、またその内容でございますけれども、基本的には校長に一任しております。この目的が小1プロブレムの対応、あと学力向上ということを大きなねら

いにしておりますので、それぞれの学校の課題に応じたところで校長が配置していると思っております。

具体的な報告を読み取りますと、例えば、ある学級に配慮を要する児童がおりますと、そういったお子さんに対する個別指導に回っているとの報告を受けております。

また保護者、地域の方々とのボランティアとの関連でございますけれども、やはり目的がそれぞれ違っておりますので、今後はきちんと目的を明確にしたところで、各学校が配慮していくべきことと思っております。

以上でございます。

○白倉指導課長補佐

ティーチングアシスタントの配置状況でございますが、平成20年度の配置している学校につきましては12校ありまして、申し上げますと、小平第一小学校、小平第三小学校、小平第四小学校、小平第五小学校、小平第六小学校、小平第七小学校、小平第十小学校、小平第十一小学校、小平第十三小学校、小平第十四小学校、小平第十五小学校、最後に鈴木小学校の、以上12校に配置しております。

平成21年度につきましては全校配置ということになります。

以上でございます。

○伊藤委員長

学習支援ボランティアとの兼ね合わせといいたいまいしょうか、そういう御質問もあったかと思えます。

○山田教育部理事

ティーチングアシスタントの目的と申しますと、やはり小1プロブレム対応とか、学力向上というねらいを明確にしておりますので、その目的に基づいた配置がなされるかと思えます。学習支援ボランティアになりますと、ある程度不定期になる方もいらっしゃると思えます。その授業の中で学級担任が必要と感じたときに、校長、コーディネーターと相談して学習支援ボランティアは入っていくかと思えますので、そういったねらいの違いを各学校が明確にしながら、進めていかなければならない事業と思っております。

以上です。

○伊藤委員長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

○吉田委員

今ちょうど小1プロブレムの対応をするということで、ティーチングアシスタントの配置をされたというお話がございました。今回、議員からの質問の中で、斎藤議員から小平市の学校教育はどう変わっていくかということに對しまして、教育長の答弁の中の一つに「小学校就学前からの対応として、幼稚園・保育園・小学校の関係者が集まる会議の開催や、就学前の子供を対象に学校体験を行うなど、スムーズに学校生活が迎えられるよう、各関係機関と連携を進めてまいります」というふうにございました。教育長の御答弁どおり、今小平の各学校でも、小1プロブレムの対応策の一つとして、こういうことが実践されていると思います。

そこでこの小1プロブレムの対応策として今回品川区で、幼・保・小の一貫教育を来年から進めるという方針が打ち出されました。小平市では、この幼・保・小の一貫教育についてはどのようなお考えでいらっしゃいますでしょうか。

○山田教育部理事

品川区のような、幼・保・小学校との一貫教育に関するプログラムまたは計画については、現在のところ計画はございません。

○仙北谷指導主事

現在のところ計画はございませんが、連携につきましては、従来どおり年に2回程度、小・幼・保の連携の会を設けております。これは従来どおり続けまして、その中で小学校の教員、幼稚園、保育園の教員、保育士さん等と、園長もいらっしゃいますけれども、そういう方たちと、顔を合わせ、顔の見える連携をとる中で、いろいろな課題に対して対応していきたいと考えているわけです。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

ほかにございませんか。

○荒畑委員

今の吉田委員の御意見とちょっとダブると思うのですが、市議会3月定例会でフォーラム小平の斎藤議員が質問された、小平市の学校教育はこれからどう変わるのかということで、阪本教育長からきちんとした答弁をいただいていると思います。その中で私としてはお願いという形になると思うのですが、まず一つ目が、地域との連携ということで、やはり学校だけに任せておくのではなくて、家庭と地域と学校が連携していくというのを、これからも推進していくということを挙げられておりました。それと二つ目が、特色ある教育活動の推進ということですが、私は教育委員になりまして1年半、毎月学校訪問ということで、小平市内の小学校、中学校に皆さんと伺っています。

非常にそれぞれの学校のよさがあって、画一的ではないということで、やはりすごく個性的な、特色のある学校もたくさんあるということです。できましたら校長先生の交流とか、いい学校を見てほしいとか、そういったこともできたらいいのではないかなと思いました。

やはり学校選択制ということも言われておりますけれども、学区というのがありますので、やはり各学校の特色ある教育活動をしていけば、そういった学校選択制云々ということはないと思いますので、各学校で頑張ってくださいということです。

それから教育長が挙げております三つ目の、信頼される学校教育の推進ということですが、これは先ほど言われましたように具体的に、子どもさんのしつけとかいじめとか、あるいは教育上の問題点を教育相談室を設けたり、先ほど言われましたティーチングアシスタントあるいはスクールカウンセラーを派遣したりということで、ぜひ外から信頼される学校という、教育を推進していくということで、非常にこの三つの柱としてはいいのですが、その中身をまた少しずつ具体的に、より向上していくように務めていただきたいというふうに思います。

それと、先ほど吉田委員がおっしゃいました品川区の幼・保・小学校一貫教育、また今朝のニュースでやっておりますけれども、横浜市では小学生に3人一組でトイレ掃除をさせて、公共心を持たせたり、また自主性を持たせたりということをおっしゃったので、小平市教育委員会としてもまたそういったことを検討しながら、いいことは少しずつでも推し進めていっていただければと思います。

ちょっと意見といいますか、お願いという形になりました。以上です。

○伊藤委員長

ほかにございますか。

○森井委員

先ほど教育長からお話がありました、小平市が平成21年度から食育研究指定地区に制定されたということなのですが、それに関連して栄養教諭も配置されるということで、給食については栄養面や、衛生面、価格面においても関係の方々の大変な御苦勞により、いいものが中学生のためにつくられており、大変感謝を申し上げます。今年度それにもかかわらず、やはり給食費の滞納という問題もまだあるのではと思ひまして、今年度の状況と、それに対する対応はどのようにとられているのでしょうか。

○市川学校給食センター所長

それでは私ども中学校を担当しておりますので、中学校の方の滞納状況でございますが、平成20年度が終わったばかりでございますので、ただいま滞納をなくすには努力をしている最中でございます。現実に幾らあるかというのはまだ把握してございません。4月半ばまで徹底的に徴収をしまして、未納を減らしたいと思っております。

以上でございます。

○大滝学務課長

今中学校の関係で市川所長の方から報告がありました。小学校も申しわけございません、現時点ではまだ数値が出ておりません。ただ、滞納者を減らすという形の中で、今お話がございました来年度給食費を据え置きにさせていただきました。その中の取り組みの一つとして、各学校と教育委員会との連名で、滞納者に対して納入の依頼をするという形の中で、対応を今回、徹底していきたいなと思っております。

また、生活保護を受けている家庭につきましては、担当課が生活福祉課でございますが、そちらの方も今回徴収を積極的に天引きする方向で、現在考えております。ただ、これにつきましては延滞の多いというか、長期に延滞をしている方を対象に、できるだけ給食費を事前に納めていただく方法を今検討させていただいております。本来、生活保護の場合ですと本人に生活保護費を渡さなければいけないのです。そこから本来は給食費をいただくという形になるのですが、それを渡す前に生活福祉課の方で、事前に徴収をしてもらうというような形の中で対応できればということで、現在検討させていただいております。平成21年度できれば、そういう方向で徴収をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○伊藤委員長

まだ決定ではないということですか。

○大滝学務課長

まだ決定してございません。今調整させていただいておりますので、その方向でできるような形では今進んでおりますが、やるという決定は、まだしてございませんので、申しわけございません。

○伊藤委員長

わかりました。

ほかにもございませんか。

○荒畑委員

教育長連絡事項（4）なのですが、平成21年度の今のお話とちょっと似ているのですが、中学校給食実施計画についてということで、今保護者の未納のことにどうしても絡んでしまうのですが保護者をお願いということで、側面から言ういただければというふうに思います。

給食の意義と目的ということで、そこに二つほど書いてありまして、衛生的で栄養のバランスのとれた食事を提供して、生徒の健康保持とか体力の向上を図るとというのが一つの目的です。それからもう一つの目的が、やはり健康な生活を送るための食習慣の会得と好ましい人間関係の育

成というふうに二つ書いてございます。

やはり保護者の方に、特に中学生は成長期ですので、やはり食事というものが非常に大事だということを言っていて、その意義とか目的も、そういった会を開いていただいて、お話をしていただければというふうに思います。そして未納のないようにということで、子どもさんのためにも食事というのは大事だということを言っていていただければと思います。

それともう一つが、これは教育委員会だよりで吉田委員がおっしゃっていたのですが、知育、徳育、体育と同じように、食育は非常に大事だということと、やはり中学生は多感な時期ですし、また家庭環境も非常に安定していないと左右されるということで、そういった二つの面について保護者の方にお話をしていけば、それが自ずと未納解消にもつながっていくのではないかなというふうに思います。

年間の標準給食回数が180食ということと、これは一年間に見ますと、大体9カ月間、一日1食ということだと思います。一年間ですと3食を食べて1,095食ですから、全体の給食で食べる率としましては16.5%ということで、やはり給食が食育の基本モデルになっているということで、保護者の方が理解していただくように教育委員会の方から、またいろいろな形をとって研修会をしたり、未納の抑止をしたりということができればというふうに思います。

○伊藤委員長

ほかに。

最後に、私の方から個人情報の安全管理に関する基準の制定に関して御質問いたします。

個人情報の管理は非常に重要なことですので、各学校において努力をしていただけるものと存じますが、この基準を読みますと、非常に校長が強い自覚を持って取り組まなくてはいけないということが、ひしひしと伝わってきます。

それで、パソコンはもちろん教員一人一人に配備されれば、それにこしたことはないわけですが、今現在がまず大事であることと、それから今現在この情報管理に関して鋭い感覚を持ち合わせていないと、一人一人に配備されたときにうまく運用管理ができないのではないかなということからも、今が大事だと思います。

校長先生によっては率直に申し上げて、パソコン、ネットワークに関して苦手という方もいらっしゃるかと思います。一方で、例えば第3の4の中のイとかオとか、使用場所に支障がないときとか、それから安全に使用できる環境にあることを校長が確認したとき、それから(2)のエも、記録媒体等を使用するパソコンが安全に使用できる環境にあることを校長が確認したときとありまして、校長の認識が非常に重要かと思います。

それに対して、教育委員会として支援体制、あるいは相談体制といったものが考えられていますでしょうか。

○白倉指導課長補佐

校長先生というわけではありませんが、新しく転任してきた副校長先生等には、こげらネット

等のパソコンの使い方等についての説明をしております。

また、来年度につきましては、個人情報等の関係についての研修を教育委員会であることを考えております。

また一般的な研修につきましては、サービスの研修として学校で、6月と12月に、2回校長先生を中心に教員に対して個人情報の持ち出しとか、その他のサービスについての研修を行っているところでございます。

以上でございます。

○山田教育部理事

その基準に書いてありますように、あくまでも校長が責任を負うものでございますが、学校の中の校務分掌、要するに分担において情報を担当する教員がおります。実際にはそのネットワークの管理等は情報を担当する教員が行っておりますので、校長と副校長、さらにその担当者との報告、連絡、相談を密にすることによって、校長が実際直接それを確認しながら管理していくということですので、すべてにわたり校長が責任を負うものでございますが、校長一人が管理するものではないような組織をつくっていくことが大事かと思っております。

以上でございます。

○伊藤委員長

よくわかりました。ありがとうございました。

それではよろしいですか。

○荒畑委員

もう一つ質問させていただきます。

事故報告Iなのですが、先ほど山田教育部理事から御説明がありまして、大体わかったのですが、一番最後の中学生が授業中に骨折したということで、⑫のところに、体育のソフトボールの授業中、ソフトボールを打った際、腰を骨折したというふうにあります。普通にしている、先ほど安全確保とか指導を考えていくということですが、一番最後のこの骨折については安全確保とか指導を考えていても防げないような感じで、今の小さい子どもさんが骨が弱くなっているという基本的なところに原因があるのかなというふうに思うのですが、このことについて何か骨折の状況がわかりましたら御説明願いたいと思います。

○白倉指導課長補佐

⑫における骨折の状況でございますが、体育の授業のソフトボールで生徒がバッターボックスに立ち、バットを振って打球を飛ばした際に、右の腰に痛みが走ったということで、バットを振ったことが原因で剥離骨折を起こしてしまったということです。

以上でございます。

○伊藤委員長

それでは以上で、(1) から (11) までの教育長報告事項を終了いたします。

(議案)

○伊藤委員長

次に、議案の審議を行います。

議案第60号、小平市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について。阪本教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

議案第60号、小平市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について、説明いたします。

本規則の改正につきましては、前回の教育委員会定例会にて了解または議決をいただきました、生涯学習推進課文化財係の廃止、並びに、参事及び統括指導主事の設置に係る所要の改正を行うものでございます。

なお、参事及び統括指導主事の設置に関しては、前回の教育委員会定例会で議決いただきましたとおり、市長あてに協議書を提出いたしました。これに対しましては、議案に資料として添付してございますとおり、市長から同意の旨の回答をいただいたところでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

それでは質疑に移ります。御質問はございませんか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

○伊藤委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第60号、小平市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○伊藤委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

議案第61号、小平市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について。阪本教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

議案第61号、小平市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について、説明いたします。

文化に関する事務については、教育委員会から市民生活部長に、平成20年度、及び平成21年度で、段階的に一部委任しているところでございますが、小平ふるさと村に関する事務の委任に当たり、その事務に使用する市民生活部長の公印を整備する必要が生じました。

市民生活部長への委任事務は、元来は教育委員会の権限に属する事務でございますことから、教育委員会規則である本規則において、委任事務について使用する公印として、市民生活部長印、契印、割印を、新たに定めるものでございます。

また、別記様式の一部についても、あわせて改めるものとしております。

なお、施行期日は公布の日としてございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

質疑に移ります。御質問ございませんか。

－なしの声あり－

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－討論省略の声あり－

○伊藤委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第61号、小平市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○伊藤委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

議案第62号、小平市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定についてから議案第64号、小平市立学校事案決定規程の一部を改正する規程の制定についてまでは関連する事案でございますので、一括して取り扱います。阪本教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

議案第62号から第64号までの3つの議案は、いずれも「小平市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の改正に伴い、休憩時間の変更及び休息時間の廃止等に係る規則または訓令の改正でございます。

「職員の給与、勤務時間その他勤務条件については条例で定める」との地方公務員法の規定を受け、小平市職員の勤務条件等は「小平市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」により規定されているところではございますが、先の市議会3月定例会におきまして、同条例が改正されました。

その内容は、本年度の人事院勧告の趣旨を踏まえ、職員の勤務時間を、1週間当たり、現行、40時間であったところを、週38時間45分に短縮するとともに、民間との均衡上、国及び東京都から求められておりました休息時間の廃止を行う改正でございます。

このことから、教育委員会といたしましても、関連する規則等の改正を、本年4月1日を期日として行うものでございます。

それぞれの規則等の改正の内容につきましては、阿部教育庶務課長より説明させます。

○伊藤委員長

阿部教育庶務課長。

○阿部教育庶務課長

それでは、私から今回の規則等改正の詳細を説明申し上げます。

まず、議案第62号、小平市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。

今回の改正は、勤務時間が6時間を超える場合、1時間の休憩時間を付与することに改め、及び、休息時間に係る規定を削除するものでございます。

それでは、「新旧対照表」に沿って要点を説明いたします。

まず、第1点目、休憩時間の変更についてでございます。

休憩時間とは労働基準法上に規定があり、原則として、勤務時間の途中に一斉に与え、自由に利用させなければならないというもので、給与支給対象でない時間のことでございます。勤務時

間が6時間を超え、8時間までの間は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間付与しなくてはならないと規定されています。

今般の「小平市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の改正では、休憩時間は、現行、勤務時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は1時間の付与としていたものを、6時間を超える場合は1時間付与するものに改められました。

そのため、規則第4条において、休憩時間は、午後0時15分から午後1時までの45分としていたものを、正午から午後1時までの1時間の付与に改めるものでございます。

この結果、1時間の休憩時間を除いて、1日の勤務時間は7時間45分、1週あたり38時間45分勤務となります。

なお、規則第4条第2項については、休憩時間を1時間付与していることにより不要となる規定となることから削除するものでございます。

第2点目、休息時間の廃止についてでございます。

休息時間とは、条例により勤務時間の途中に付与されているもので、午前・午後それぞれ15分間あり、正規の勤務時間に含まれる給与支給対象の時間であります。休息時間は、国・東京都では既に原則廃止されており、民間企業との均衡上から、国、及び東京都から廃止を求められてきた経過がございます。

このため、今般の「小平市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の改正で、休息時間が廃止されたことに伴い、休息時間を規定している規則第5条、及び、附則第2項を削除するものとし、第7条の規定中の休息時間を削除するものでございます。

なお、規則第7条第1項の「睡眠時間」につきましては、現状、別表第2に定める公民館・図書館・体育課には、睡眠時間を必要とする性質の職務がございませんので、規定中の睡眠時間の文言を削除するものでございます。

次の議案第63号、小平市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する規程の制定について、及び、議案第64号、小平市立学校事案決定規程の一部を改正する規程の制定については、いずれも規定中の「休息時間」を削除するものでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

御質問ございませんか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

これに関しましては、特に「休息時間」について一般の市民感覚として、やはり理解しがたいものもあったかと思えます。長い間の制度から今回の改正ですので、現場においては移行に関し

て戸惑いもあるかと存じますが、時代の趨勢による改正であり、やはり市民の協働、市民参画が進む中で市民が理解しやすい勤務体系ということで、スムーズに移行していただくようお願いしたいと思います。

それではよろしいでしょうか。

討論を終結し、順に採決を行います。

議案第62号、小平市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○伊藤委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第63号、小平市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する規程の制定について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○伊藤委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第64号、小平市立学校事案決定規程の一部を改正する規程の制定について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○伊藤委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第65号、小平市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、阪本教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

議案第65号、小平市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、説明いたします。

本案は、教育基本法の改正を踏まえて、図書館法が平成20年6月11日に改正され、図書館事項の実施における配慮事項として、家庭教育の向上に資することを加えるとともに、図書館協議会委員の任命できる範囲に家庭教育の向上に資する活動を行う者を加えることとしているため、図書館協議会委員の構成について規則を改正するものでございます。

具体的には、規則第10条で定める図書館協議会委員の構成に、「家庭教育の向上に資する活動を行う者1人以内」を追加し、学識経験のある者を8人以内から7人以内とするものでございます。

また、字句の見直しを図るとともに、今回、様式の見直しを行いあわせて改正するものでございます。

施行期日は平成21年4月1日としてございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

それでは質疑に移ります。御質問ございませんか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

○伊藤委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第65号、小平市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○伊藤委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第66号、平成21年度小平市教育委員会の教育目標及び基本的な考え方について。阪本教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

議案第66号、平成21年度小平市教育委員会の教育目標及び基本的な考え方について、説明いたします。

本案は、例年改定をしております「教育目標」と「基本的な考え方」につきまして、平成21年度を迎えるに当たり、平成20年度のものをもとに見直しを行ったものでございます。

内容といたしましては、内容の大幅な改定は行わず、お手元の議案に添付しております資料の

とおりに、文言の修正、整理を行うものとなっております。

なお、例年はこれらとあわせて、学校教育、社会教育の具体的な施策等を記載した「推進事項」を改定しておりますが、平成21年度につきましては、市の当初予算が、原則として政策的な予算を含まない骨格予算として編成されていることもあり、今回は改定を行わず、今後、6月以降を目途として改定することとしたいと考えてございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

それでは、質疑に移ります。御質問ございませんか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

○伊藤委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第66号、平成21年度小平市教育委員会の教育目標及び基本的な考え方について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○伊藤委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

議案第67号、小平市立小平第三小学校を学校経営協議会を置く学校として指定することについて。阪本教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

議案第67号、小平市立小平第三小学校を学校経営協議会を置く学校として指定することについて、説明いたします。

本件は、前回の教育委員会定例会において、了解いただきました結果を受けまして、東京都教育委員会との協議が整ったことから、小平市立小平第三小学校を、学校経営協議会を置く学校として、指定を行うものでございます。

なお、指定期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間でございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

質疑に移ります。御質問ございませんか。

－なしの声あり－

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。御意見ございませんか。

－討論省略の声あり－

○伊藤委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第67号、小平市立小平第三小学校を学校経営協議会を置く学校として指定することについて、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○伊藤委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、御退席を願います。

ここで休憩をしたいと存じます。15時25分まで休憩といたします。

午後3時7分 休憩